

一般社団法人 日本原子力学会 標準委員会 リスク専門部会
第 11 回 PRA 品質確保分科会 議事録 (案)

1. 日時 2013 年 8 月 2 日 (金) 10 時 00 分～12 時 30 分
2. 場所 原子力安全推進協会 第 2 会議室
3. 出席者

(出席委員) 越塚主査 (東大)、成宮副主査 (関電)、喜多幹事 (TEPSYS)、
糸井委員 (東大)、岡野委員 (JAEA)、桐本委員 (電中研)、倉本委員 (NEL)、
上良委員 (原電) 小森委員 (東芝)、曾根田委員 (日立 GE)、
鈴木 (MNEC) (田中委員 (MHI) 代理)、竹下委員 (中電)、
河井 (村田委員代理) (原安進)、山内委員 (東電) (14 名)

(欠席委員) 大類委員 (JNES) (1 名)

(常時参加者) 田口 (TEPSYS)、根岸 (GIS) (2 名)

(傍聴者) 北浦 (GIS) (1 名)

(敬称略)

4. 配布資料

RK4SC11-1 第 10 回 PRA 品質確保分科会議事録 (案)

RK4SC11-2 PRA 品質確保標準案に関するコメントへの対応

RK4SC11-3-1 PRA 品質確保標準素案

3-2 PRA 品質確保標準素案 (見え消し、抜粋版)

3-2_別紙 1 「専門家判断」等の用語の確認

3-2_別紙 2 「標準の総称」について

RK4SC11-4 当面のスケジュール

RK4SC11-5 PRA 品質確保分科会 委員名簿

RK4SC11-6 人事について

参考資料

参考 1 第 10 回 PRA 品質確保分科会記事メモ (案)

参考 2 PRA 品質確保標準素案(書面投票版、第 10 回分科会からの変更点見え消し)

参考 3 第 25 回リスク専門部会 (2013/06/10) での議論

参考 4 決議投票の結果について

参考 5-1 (回答案) JEAC4111 とこの標準との関係について

-1_補足 1 JISQ9100「品質マネジメントシステムー航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項」(抜粋)

-1_補足 2 JSCESSHQ001「工学シミュレーションの品質マネジメント」(抜粋)

参考 5-2 (回答案) ピアレビューのレビューワに対する要件について

-2_補足 「原子力発電所におけるシビアアクシデントマネジメントの整備及び維持向上に関する実施基準」(抜粋)

参考 6 「学会 HP&漢字の使用について」

1 出席者確認、資料確認

越塚主査より、委員 14 名の出席により、決議に必要な定足数(10 名)を満たしていることが確認された。

喜多幹事より、資料の確認が行われた。

2 前回議事録の確認(RK4SC11-1)

喜多幹事より、前回(第 10 回)分科会の議事録の確認が行われ、承認された。

3 人事について(RK4SC11-6)

常時参加者 2 名(安田氏、前原氏)の退任が報告された。

3 標準素案の議論

(1) 越塚主査より、リスク専門部会の書面投票にて可決されたとの報告があった。喜多幹事より、投票コメントとその修正方針(RK4SC11-2)、標準素案の修正案(RK4SC11-3)の説明があった。以下の修正を行い、標準素案のコメント対応案としてリスク専門部会へ報告することとした。また、これらの修正がエディトリアルな修正であることを確認した。

<標準素案>

2 引用規格

- ・「ただし～」以降は、JEAC4111 の引用を 2009 年版にして、置き換える項目がないことがはっきりしているので、本文に記載せず解説だけにするのがすっきりする。当該文を本文から削除し、解説の記述だけとする。なお、JEAC4111 改訂時に最新版については議論する、と宣言する必要があるため、解説での記載は残しておく。

3 用語及び定義

- ・リスク専門部会の高田委員の「「3.1 専門家」の定義にある『「ひとつの」判断に統合できる」は、複数の意見からひとつの意見を選択するようなイメージ」とのコメントは確かにひとつの意見を選択する様にも読めるので、「ひとつの」を削除することとする。(全体を確認し、必要に応じて修正)

4 品質保証活動

- ・2 章同様、本文から「JEAC4111 を置き換えるものではない」との記載を削除する。

5 専門家判断の活用

- ・ 専門家の意見を聴取するだけでなく文献調査を行うこともあるとしている（図 D.1）ので、「専門家判断を『聴取して』活用する」という表現を図 D.1 にあわせて『入手して』する。（全体を確認し、必要に応じて修正）
- ・ 文書化する項目については、次のとおり整理する。「解決する技術問題」（必要となる情報はアウトプットである f 項と重複）（「活用する理由」は技術問題を解決するためなので自明であり不要）「選定した専門家」「専門家判断のプロセス全般」（図 D.1、d),e)項を一本化）「得られた専門家判断」
- ・ 5.1 の「必要となる情報」はやや分かりづらいので、附属書にて説明を加える。

附属書

- ・ 「附属書 B の竹山委員コメント」について、L1 の人間信頼性解析は人的過誤だけではなく全体のことを言っているのに対し、地震の人的過誤評価は全体ではなく、地震時の人的過誤を加味して人間信頼性解析を行うという意味合いで、統一するべきではない。またもとの標準の記載を変えてしまうのは、繋がりが分からなくなるので、好ましくない。 人的過誤評価だけでは分かりにくいので、「地震時及び地震後における人的過誤評価」「地震時及び地震後の人的過誤に関する人間信頼性解析」等に修正する。

これらの趣旨が伝わる様、コメント対応の対応方針の記載についても修正すること。

解説

- ・ 「解説 4 ピアレビューチームの構成について」では、まずピアレビューには妥当性を確認するという審査的観点、他の PRA の良いところを取り入れるというアドバイスの観点の 2 つの目的があること、審査的な点としては、同一組織であっても十分効果があること、を記載する。その後現案の優良な点及び／又は脆弱な点を把握という点からは別の組織のものを加えるべき〜と、繋げていくのがよい。

<コメントへの対応>

- ・ ピアレビューのレビューワに関しては、SAM 標準は附属書参考での例示であるのに対し、この標準では規定となっていることから、この標準の方が厳しく規定されていることを、対応方針で説明すべき（記載する必要がある）。

(2) その他、標準に関連し、以下の議論があった。

- ・ 標準素案の修正は不要だが、標準の整理として、パラメータ標準は PRA 手法標準と整理すべき（RK4SC11-3-2_別紙 2）。
- ・ 他標準が、この標準と用語集を引用した場合に、「この標準で用いる主な用語の定義は、2 引用規格に示した規格によるほか、次による。」として定義が引用されることになると思われる。その場合、「専門家判断」として 2 つの異なる定義が存在する

ことになってしまうが（他の標準のことなので、ここで心配することではないかもしれないが）、どうすべきか？

→ 用語の定義を発行し直す必要がある。（用語の定義の改訂は別途対応）

・本標準発行後、他の標準はこの標準の規定に従う必要があるのか？

→ 改訂時に引用して貰うことが望ましいが、この分科会から強制することはできない。改訂までの期間にこの標準を適用する場合には、各標準の「標準の利用にあたって」に記載されている「規定している以外のものを排除するものではありません。」にてこの標準の規定を適用することが可能。

4 その他

・次回分科会は標準委員会投票後とし、別途日程調整をする。

以上